

# 野鳥の密猟は犯罪です

野鳥は環境大臣又は都知事の許可がなくては、捕ることも飼うこともできません。

これに違反すると罰金刑、懲役刑など嚴重に処罰されます。

違反者を目撃された方は下記へご連絡下さい。

●東京都環境局 自然環境部 計画課

03-5321-1111 (内) 42-661~4

●最寄の警察署 若しくは(110番)

